第８号意見書案

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を

持続可能にするための支援確立を求める意見書

基本的に性犯罪・性暴力被害者支援には、予防教育、早期発見、介入、要支援・治療ケースへの支援のほかにも司法支援や生活支援までが含まれてくる。早期発見、初期の介入時における被害者の初期対応は、ワンストップ支援センターと協力医療機関で行っている。

ワンストップ支援センターが被害者支援の入口の場合は、まず相談を受け、必要であれば初期診療を行い、または最寄りの協力医療機関を紹介あるいは同行し、その後の相談、司法や福祉への連携、継続診療への働きかけを行っており、その役割は重要である。

協力医療機関が被害者支援の入口の場合は、医療上必要な初期対応（外傷の確認、証拠物採取、被害者の安全：緊急避妊薬処方、感染症検査等）を行い、ワンストップ支援センターへ報告、相談を行い、ワンストップ支援センターがその後の相談、司法、福祉への連携、継続診療への働きかけを行っている。

令和6年度に大阪府の「性暴力救援センター大阪・SACHICO（以下「SACHICO」という）」は、病院拠点型ワンストップ支援センターとしての存続が危機に瀕する事態となった。その理由は、性暴力被害者の診療で中心的な役割を担っていた産婦人科医師の退職やSACHICOの運営により病院経営の負担が増大したためである。

全国の都道府県に設置されているワンストップ支援センターの草分け的存在であったSACHICOの事業を継承しつつ、大阪府が来年度から新たに事業委託として運営することになった連携型のワンストップ支援センターが真に被害者に寄り添った支援を行うためには、多くの課題を解決していく必要がある。

例えば、24時間電話相談と初期診療体制、性暴力被害についての救急体制も含めた再構築が課題となる。また、協力医療機関については被害者に対する適切な診療が必要であるため、産婦人科だけではなく、小児科、精神科、泌尿器科、肛門科や外科などの診療機能を有する医療機関に間口を拡大し、専門性を有した医師の確保が重要となる。府域全体で多くの医療機関が協力医療機関として参画できる環境整備も進めていかなければならない。さらに、男性被害者、LGBTQ＋の人々に対する相談や診療体制の構築も求められている。

よって、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが持続的に運営され、その役割を果たすため、国においては法整備や予算措置等を含めた必要な支援を行うことを強く要望する。

記

１．ワンストップ支援センターで相談業務の中心を担う支援員の育成と確保に必要な支援を実施すること。

２．地域保健や医療の現場において、看護師、助産師、SANE、精神保健福祉士、公認心理師等で性暴力被害に対する包括的な対応ができる人材を育成すること。

３．裁判で証人となる医師への保護体制を整備し、司法制度における医師の安全を確保すること。

４．ワンストップ支援センター及び協力医療機関における証拠物採取、緊急避妊薬処方、性感染症検査について、警察の同行の有無にかかわらず、全額国費負担とすること。

５．DV防止法や女性支援新法の適切な運用をはかり、性暴力被害者への対応を充実させ、途切れない支援の提供体制の充実を図ること。

６．誰もが性暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、包括的性教育を行う支援法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月　　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

各あて

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

大阪府議会議長

中谷　恭典